

奈良県職員健康審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十九号

奈良県職員健康審査会規則の一部を改正する規則

奈良県職員健康審査会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九人」を「十三人」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条中「総務部人事課」の下に「及び総務部総務厚生センター」を加え、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（部会）

第七条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。